

以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

足立区議会基本条例（案）

2 公表資料

- ・足立区議会基本条例（案）



3 公表方法及び公表場所

- （１）区議会のホームページへの掲載
- （２）区議会事務局（区役所本庁舎中央館 6 階）での閲覧及び配布
- （３）区民事務所、中央図書館・地域図書館、生涯学習センター・地域学習センター、住区センター、区政情報課（区役所本庁舎中央館 2 階）での配布

4 意見の募集方法

（１）意見の募集期間

令和 8 年 8 月 3 1 日（月）～ 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

（２）意見を提出できる人

- ア 本区に居住、勤務又は在学する方
- イ 本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ウ 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

（３）意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表させていただきます。

- ア 窓口への持参（庁舎開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにご持参ください）
- イ 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
- ウ ファクシミリ
- エ 意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
➡この案件に関する区議会ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※ 「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。

※ 上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

(4) 意見の提出様式

- ・ 様式の指定はありません（様式自由）。
- ・ 「(2) 意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- ・ 題名に“パブリックコメント「足立区議会基本条例（案）」への意見”とご記入ください。
※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

足立区議会では、議会基本条例制定特別委員会を設置し「足立区議会基本条例」の制定を検討しています。

この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議会及び議員の責務、役割、活動原則等の基本事項を定め、議会がその機能を高めるとともに区民の負託に応え、足立区の発展及び区民福祉向上に寄与することを目的としています。

このたび、足立区議会基本条例（案）を取りまとめましたので、区民のみなさまから幅広くご意見を募集します。

6 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期 公表予定時期【令和8年11月頃】

- ・ いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、区議会事務局窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区議会のホームページでお知らせする予定です。
- ・ なお、いただいたご意見に対して個別に回答はいたしませんので、ご了承ください。区議会のホームページにご意見に対する回答を掲載いたしますので、そちらでご確認ください。

【施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区議会事務局議事係

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（区役所本庁舎中央館6階）

電話：03(3880)5797 F A X：03(3880)5617

電子メール：gj-kyoku@city.adachi.tokyo.jp